

京都府立医科大学附属北部医療センター（与謝の海病院）NEWS（vol.22）広告事業実施要領

令和6年6月26日制定

（目的）

第1条 この要領は、京都府公立大学法人広告取扱要綱及び同取扱基準に基づき、京都府立医科大学附属北部医療センター（以下「センター」という。）が発行する「京都府立医科大学附属北部医療センター（与謝の海病院）NEWS」の広告掲載の実施について、必要な事項を定める。

（広告媒体）

第2条 広告媒体の名称及び内容については、次に掲げるとおりとする。

（1）広告媒体

ア 名 称	京都府立医科大学附属北部医療センター（与謝の海病院）NEWS
イ 内 容	病院からのお知らせや診療科の紹介、外来各科診察担当医表やセンターに登録されているかかりつけ医・かかりつけ歯科医の一覧、患者さん及び地域に役立つ情報などを掲載する親しみやすい広報誌
ウ 規 格	A4版 全6ページ
エ 発行部数	各号5,000部
オ 発行頻度	年3回
カ 配布方法	<ul style="list-style-type: none">○ センターの外来などに配架○ 与謝野町・宮津市・伊根町の各世帯に配布○ 医師会及び丹後医療圏内外の地域医療機関・関連病院・社会福祉協議会・院外処方箋応需薬局・行政機関・報道機関等に送付○ センターのホームページにPDFにて掲載

（2）広告掲載位置等

ア 掲 載 場 所	最終面 下段 4枠
イ ス ペース	60mm（縦）×80mm（横）
ウ 色 数	全ページフルカラー
エ 広告掲載料	20,000円（1枠、税込）

（広告主の募集、申込み）

第3条 広告を掲載しようとする者の募集は、センターが直接募集する方法により行い、センターのホームページでも掲載して告知する。

2 広告掲載の申込みは、センター病院長に対して広告掲載申込書（別記第1号様式）に広告の図案・原稿案を添付し行うものとする。

（広告主の決定）

第4条 広告の募集に申込みがあった場合は、広告掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書（別記第2号様式）又は広告掲載不可決定通知書（別記第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

2 広告掲載する者（以下「広告主」という。）の選定については、先着順とする。

（契約の締結）

第5条 前条により広告主を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

（広告掲載料の納入）

第6条 広告掲載料は、振込依頼書に基づき速やかに納入するものとする。

（広告掲載料の還付）

第7条 既に納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、「京都府立医科大学附属北部医療センター（与謝の海病院）NEWS」の配布の中止、回収を行った場合又はその他の特別な理由があるときは広告掲載料の全部又は一部を還付するものとする。

（広告主の責務）

第8条 広告主は、広告の内容等が、本契約に違反することがないよう注意する義務を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている素材、履行方法等を使用するときは、その権利処理を行うとともに、その使用に関する一切の責務を負わなければならない。
- 3 広告主は、広告掲載により第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任と負担により解決しなければならない。